

就労系障害福祉サービス

障害のある方の就労を支援します



障害のある方が一般就労(注)を目指すに当たり、働くための訓練や支援が必要な場合があります。その訓練や支援を受ける場として「就労系障害福祉サービス」があります。主に日中、障害福祉サービス事業所(以下、「事業所」)に通い、生産活動や社会参加、就労に向けての訓練を受けます。

「就労系障害福祉サービス」には「就労移行支援」「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」があります。サービスは、障害者手帳(身体・療育・精神)、自立支援医療(精神通院)受給者証を持っている方と難病患者が利用できます。また、支

援の内容はサービス提供事業所で異なります。

サービス利用に当たっては、原則としてサービスに要した費用の1割負担となります(ただし、利用者本人と配偶者の所得状況で、月額負担上限額あり)。

サービスの利用を希望する方は社会福祉課に相談してください。

(注)一般就労とは、一般企業などで雇用契約に基づき就労することです。

《問合せ》社会福祉課 ☎24-7033

《就労系障害福祉サービス》

種類	内容	対象者	利用期間	市内事業所数
就労移行支援	○事業所内での生産活動 ○企業実習 ○求職活動の支援 ○知識や能力の向上のための訓練 ○就職後の職場定着のための支援	○65歳未満の方 ○一般企業等への就労を希望する方 ○企業に雇用されることが可能と見込まれる方	2年間(原則)	4事業所
就労継続支援A型	○事業所と「雇用契約」を結び、就労の機会を提供 ○知識や能力の向上のための訓練	○一般企業に就労することが困難だが、事業所で継続的に就労することが可能な方 ○利用開始時に65歳未満の方	制限なし	3事業所
就労継続支援B型	○就労や生産活動、その他の活動の機会を通じてステップアップを目指す。 ○生産活動からの収益は「工賃」として利用者に支払われる。	○就労経験がある方で一般就労が困難となった方 ○就労移行支援を利用したが一般就労に結び付かなかった方や就労継続支援B型の利用が適当と判断された方	制限なし	14事業所

※市内事業所数は、平成28年8月末現在